

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 9 月 1 日
担 当 課	公園緑地課

契約業者名・住所	株式会社全日警 千葉支社 支社長 小野沢 進 千葉県千葉市中央区新町 3 番地の 1 3
工事等の名称	東松戸ゆいの花公園カメラ付き機械警備業務委託（長期継続契約）
工事等の場所	松戸市東松戸一丁目 1 7 番の 1
種 別	（大分類）警備・受付・施設運営 （中分類）機械警備
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	月額 3 2, 4 5 0 円（税込）
工事等の概要	東松戸ゆいの花公園、東松戸ゆいの花公園管理センター（建物内に付帯する機器、物品、その他これに類するものを含む）について、火災・盗難等のあらゆる事故発生を警備、予防するとともに、被害の拡大を防止し、対象物件の安全、財産の保全を確保することを目的とする。
随意契約の理由	当業務は、施設の火災、盗難等の事故発生を予防し、財産の保全を図るため機械警備を行うものです。機械警備システムとして高い信頼性を要します。また東松戸ゆいの花公園、東松戸ゆいの花公園管理センターに現在設置されている機器は、全日警が設置したものであり、他社と契約する場合、機器の入れ替えが必須となり初期費用が多額になります。また、設置工事に日数を要することから、初動操作空白期間が生じるなど業務の目的を達成できない事態も想定されます。 これにより、東松戸ゆいの花公園、東松戸ゆいの花公園管理センターの概要及び配置状況を熟知しており、警報の発報から迅速な対応が可能で、機器入れ替えの必要がないことから、前回の契約に引き続き株式会社全日警に機械警備委託することが最適と判断されるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とするものです。